

浄化槽の適正な維持管理を行いましょう

浄化槽は、適正に維持管理されていないと、放流水質が悪化して、身近な生活環境に悪影響を及ぼします。

そのため、浄化槽法によって浄化槽の設置者は、次のことが義務付けられています。

- 保守点検の実施
装置の修理や消毒剤の補充などを行う作業です。処理方式や規模によって点検回数が定められています。保守点検は県の登録業者が行います。
- 清掃の実施
汚泥の引き抜きや機器類の洗浄を行う作業です。清掃は市の許可業者が行います。
- 法定検査の実施
水質・維持管理が適正に行われているかを確認する検査です。法定検査は愛媛県の指定を受けた(株)愛媛県浄化槽管理センター(TEL089-925-8168)が行います。

同センターから法定検査実施の案内(はがき)が届きますので、必ず検査を受けてください。

※法定検査は、浄化槽の使用開始後、3カ月を経過した

日から5カ月の間に検査を行い、その後毎年1回の検査が必要です。

■問合せ

- 市庁舎別館衛生課 衛生係 (内線2454)
- 東予総合支所市民生活課 生活環境係 (内線155)
- 丹原総合支所市民生活課 生活環境係 (内線209)
- 小松総合支所市民生活課 生活環境係 (内線132)

ごみ収集・し尿くみ取り 秋祭り期間中お休みします

【ごみ収集の休み】

秋祭り期間中は、収集車の走行が困難となりますので、次の日程・区域でごみ収集を休みます。

- 10月16日(月)
旧西条市・旧東予市区域
 - 10月17日(火)
旧小松町区域
- ごみステーションを管理している方へ

収集休みを通知するステーション用のチラシを、担当課窓口と各公民館に準備していますので、ご利用ください。

【し尿くみ取りの休み】

秋祭り期間中は、下表の日程で各業者がお休みします。

秋祭りの時期はくみ取りの依頼が集中するので、早めに業者へお申し込みください。

【問合せ】

- 市庁舎別館衛生課 廃棄物対策係 (内線2452)
- 東予総合支所市民生活課 生活環境係 (内線155)
- 丹原総合支所市民生活課 生活環境係 (内線209)
- 小松総合支所市民生活課 生活環境係 (内線132)

■し尿くみ取り業者の休業予定期間

担当区域	業者名		※日曜日は定休日
			休業期間
旧西条市	西条環境整備企業組合	TEL0897-55-3244	10月16日
	(有)石鎚スカイクリーン	TEL0897-57-7655	10月14日
旧東予市	周桑衛生企業組合	TEL0898-65-5659	10月16日・17日
	(有)三芳衛生社	TEL0898-66-4098	10月14日～16日
旧丹原町	(有)丹原清掃社	TEL0898-68-5015	10月16日
	ヒカリ環境開発(有)	TEL0898-68-6533	なし
旧小松町	周桑衛生企業組合	TEL0898-65-5659	10月16日・17日
	(有)小松協同企業	TEL0898-72-4498	



愛情と責任を持って犬を飼いましょう

三ない運動の実践を!

放さない!

犬の放し飼いは禁止されています。つないで飼うか、おりの中で飼いましょう。
散歩のときも必ずリード(引き綱)をつけ、他の人に危害を加えないよう、犬を制御できる人が散歩をさせましょう。

捨てない!

犬を捨てることは、野犬を増やす原因となります。やむを得ず飼育ができない場合は、新しい飼い主を探しましょう。どうしても飼い主が見つからない場合は、市役所、氷見公民館、飯岡公民館で引き取りを行っています。

迷惑をかけない!

犬のフンは、飼い主が責任を持って処理しましょう。敷地内にトイレを決めて、その場所に排便するよう、しつけましょう。
繁殖制限に努め、不幸な子犬を産まさないようにしましょう。

詳しくは、市庁舎別館衛生課衛生係、各総合支所市民生活課生活環境係へお問い合わせください。